

ID: 1888

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	車両の停留の変更の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の32第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【根拠条文】 (車両の停留の許可) 第48条の32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 3 第1項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。 【基準】 法第48条の32第1項の車両の停留の許可と同様に根拠条文及び法第48条の33の規定による。 (特定車両の停留の許可基準) 第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。 (1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した種類のものであること。 (2) 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日